

# 入札公告

旧第1清掃センター解体及びストックヤード等整備工事について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年4月6日

南越清掃組合

管理者 山田 賢一

## 1 入札に付する工事

- (1) 工事名 旧第1清掃センター解体及びストックヤード等整備工事
- (2) 工事場所 福井県越前市北府一丁目地係
- (3) 工事概要 ごみ焼却施設の解体・撤去、整地及びストックヤード整備
- (4) 工期 令和6年3月18日まで
- (5) 設計額 金719,136,000円(税込み)  
金653,760,000円(税抜き)
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札(総合評価落札方式)

## 2 入札参加資格要件

入札に参加できる者は、南越清掃組合が行う資格審査により入札参加資格を有すると確認(以下「確認」という。)を受けた特定建設工事企業体(以下「JV」という。)で、次に掲げる条件を全て満たす者でなければならない。

### (1) JVの要件

- ① JVは、本工事の施工を担う者で構成する。
- ② JVは、(3)に定める「JVの代表者」の要件を満たす企業を代表者企業として定める。
- ③ JVは参加に先立ち、3者以上5者以下で構成するJVを設立することとする。

- ④ J Vのうち、J Vを3者で構成する場合には2者以上は、J Vを4者で構成する場合には3者以上は、J Vを5者で構成する場合には4者以上は、南越清掃組合構成市町(越前市、南越前町及び池田町をいう。以下同じ。)内のいずれかにおいて主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の営業所をいう。)を有する者(以下「地元企業」という。)であることとする。
- ⑤ J Vは、応募に当たり、構成員を明らかにするとともに、それぞれが本工事の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。

(2) J Vの代表者企業及び構成員の要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札告示の日から契約締結の日までの間において、南越清掃組合構成市町において指名停止期間中でない者。
- ③ 代表者企業又は構成員のうち、本工事の建築物の設計を行う企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(3) J Vの代表者企業の要件

- ① J Vの代表者企業は、出資比率が最大の者とする。
- ② J Vの代表者企業の出資比率は、50%以下とする。
- ③ 南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市においては解体工事、南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の解体工事の総合評定値が800点以上であること。
- ④ 解体工事において、建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ⑤ 建設業法第26条に規定する監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。なお、監理技術者は、3箇月以上の継続的な雇用関係があること。

(4) J Vの構成員の要件

- ① J Vの構成員の出資比率は、10%以上とする。
- ② 構成員のうち1者は、南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市又は南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が700点以上であり、南越清掃組合構成市町のいずれかに主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）を有する者で、かつ、建築一式工事において建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ③ ②以外の構成員は、南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市においては解体工事、南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の解体工事の総合評定値が600点以上であり、南越清掃組合構成市町のいずれかに主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）を有する者で、かつ、解体工事において建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ④ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、3箇月以上の継続的な雇用関係があること。

### 3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者は、入札に参加することができない。

- ① 入札参加資格審査申請書（第2-1号様式）
- ② J V構成表（第2-2-1～5号様式）
- ③ ごみ焼却施設解体工事の受注実績書（第2-3号様式）
- ④ 入札参加資格を満たしていることの誓約書（第2-4号様式）
- ⑤ 監理技術者を必ず配置する誓約書（第2-5-1号様式）
- ⑥ 監理技術者又は主任技術者を必ず配置する誓約書（第2-5-2号様式）
- ⑦ 委任状（第2-6号様式）
- ⑧ 印鑑届（第2-7号様式）

⑨ 入札参加資格要件を証明する書類の写し（第2-8号様式）

(2) 申請書等の配布

- ア 配布期間 令和4年4月6日（水）から令和4年5月9日（月）まで
- イ 配布場所 南越清掃組合総務課及び南越清掃組合ホームページ

(3) 申請書等の受付

申請書等は持参又は郵送により提出することとする。

- ア 受付期間 令和4年4月6日（水）から令和4年5月11日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- イ 受付場所 福井県南条郡南越前町上野第85号39番地  
南越清掃組合総務課
- ウ 提出部数 2部

4 入札参加資格者の決定

(1) 入札参加資格確認通知書

入札参加資格があると認められた者又は認められなかった者には、その旨を令和4年5月26日（木）に郵送により通知する。

(2) 確認が受けられなかった者に対する理由の説明

- ア 確認が受けられなかった者は、南越清掃組合に対してその理由について説明を求めることができる。
- イ アの説明を求める場合は、令和4年5月31日（火）午後5時までに書面を持参して提出するものとし、郵送、電送及び電話によるものは受け付けない。
- ウ イの書面の提出先は南越清掃組合総務課とする。
- エ イの書面の提出があったときは、南越清掃組合は説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計書等の配布及び閲覧

(1) 設計書等及び入札の心得は、入札参加希望者に次により配布する。

- ア 配布期間 令和4年4月6日（水）から令和4年5月9日（月）まで

イ 配布場所 南越清掃組合総務課及び南越清掃組合ホームページ

(2) 図面は、入札参加希望者に資料をコピーした DVD-R を次により配布する。

ア 配布期間 令和 4 年 4 月 6 日（水）から令和 4 年 5 月 9 日（月）  
まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 配布場所 南越清掃組合総務課

(3) 実施要項等に対する質問（第 1 回質問）がある場合は、次のとおり質問書（第 1 号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 令和 4 年 4 月 6 日（水）から令和 4 年 4 月 25 日（月）  
の午後 4 時 00 分まで

イ 提出先メールアドレス nsk\_kanri@city.echizen.lg.jp

(4) (3)に係る質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間 令和 4 年 5 月 2 日（月）から令和 4 年 6 月 9 日（木）まで

イ 閲覧場所 南越清掃組合ホームページ

(5) 実施要項等に対する質問（第 2 回質問）がある場合は、次のとおり質問書（第 1 号様式）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。

ア 受付期間 令和 4 年 5 月 2 日（月）から令和 4 年 5 月 31 日（火）  
の午後 4 時 00 分まで

イ 提出先メールアドレス nsk\_kanri@city.echizen.lg.jp

(6) (5)に係る質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

ア 閲覧期間 令和 4 年 6 月 3 日（金）から令和 4 年 6 月 9 日（木）  
まで

イ 閲覧場所 南越清掃組合ホームページ

## 6 入札手続きに関する事項

(1) 技術提案書類の受付

応募者は、次に掲げる本工事に関する技術提案書類を提出すること。技術提案書類は持参又は郵送により提出することとし、提出期限内に必着とする。郵送の場合は、書留郵便で送付すること。

① 技術提案書（第 3-4-1 号様式）及び技術提案内容（第 3-4-2～14 号様式）

② 上記①の電子データ（CD-R 又は DVD-R による。）

ア 受付期間 令和 4 年 5 月 2 6 日（木）から令和 4 年 6 月 1 0 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 福井県南条郡南越前町上野第 85 号 39 番地  
南越清掃組合 総務課

ウ 提出部数 正本 1 部、副本 1 0 部、電子データ（CD-R 又は DVD-R による。） 2 部

## 7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 4 年 6 月 2 2 日（水）午前 9 時

(2) 場所 福井県越前市府中一丁目 1 3 番 7 号  
越前市役所 3 階 第 3 委員会室

(3) その他

① 入札の参加に当たっては 4 (1) の入札参加資格確認通知書を持参すること。

② 開札は、代表者のみが立会い（1 名）のうえ実施する。代理人が立ち会う場合は、委任状（第 3-3 号様式）を入札書と併せて提出する。委任状の提出がない場合は入札に立ち会うことができない。

③ 立会い者は、開札が終了するまでは、南越清掃組合の指定する場所において待機し、無断でその場所を離れてはならない。終了後は、速やかに会場内から退出しなければならない。

④ 南越清掃組合は、入札書の開封時において、応募者が提出した入札書の入札金額が入札書比較価格を超えていないか確認し、入札書比較価格を超えた入札書は無効とする。

## 8 落札者の決定方法

(1) 南越清掃組合は、入札した応募者の中から落札者を選定するため、総合評

価落札方式工事事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。  
委員会は、行政委員及び外部の学識経験者等で構成する。

(2) 総合評価は、入札価格と技術評価点による評価値により行うこととし、技術評価項目の内容や落札者の決定基準については、南越清掃組合建設工事総合評価落札方式落札者選定要領に示す。

(3) 落札者の決定及び公表

南越清掃組合は、開札結果及び委員会の審査を経て、落札者を決定する。

① 公表日

令和4年6月23日（木） 予定

② 公表場所

南越清掃組合ホームページにて公表する。

9 入札保証金

入札保証金については免除する。

10 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とし、次の中から選択し提出する。

(1) 国債又は地方債

(2) 契約担当者が確実に認める社債（無記名のものに限る。）

(3) 定期預金証書

(4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

(5) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権

(6) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証

(7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

11 参加資格の取消し

4(1)の確認通知の後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 入札参加資格者（共同企業体の構成員）が指名停止措置を受けたとき。

## 1.2 契約書作成の要否

要

## 1.3 支払条件

- (1) 南越清掃組合は、本工事に対する対価を出来高に応じ、会計年度ごとに落札者に支払うものとし、部分払いは出来高額の10分の9以内の額とする。
- (2) 前金払いは会計年度ごとに出来高予定額の10分の4以内とする。
- (3) 各年度の支払上限額については、令和4年度は42,141,000円、令和5年度は676,995,000円とする。

## 1.4 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者の当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者及び工事入札心得において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は、無効とする。

## 1.5 議会の決議

本工事は、落札後仮契約を締結するものとし、南越清掃組合議会の議決を得たとき当該契約を本契約とみなす。仮契約締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員が入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合、南越清掃組合は仮契約を解除し本契約を締結しないことができ、仮契約を解除した場合、南越清掃組合は一切の損害賠償の責任を負わない。

## 1.6 その他

- (1) 共同企業体の名称は、〇〇(株)・(株)△△特定建設工事共同企業体とする。（工事名等はいれないこと）
- (2) その他不明な点については、南越清掃組合総務課に照会すること。

## 南越清掃組合告示第4号

旧第1清掃センター解体及びストックヤード等整備工事について、制限付き一般競争入札を行うので、参加者の資格等を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4年4月6日

南越清掃組合

管理者 山田 賢一

### 1 入札に付する工事

- (1) 工事名 旧第1清掃センター解体及びストックヤード等整備工事
- (2) 工事場所 福井県越前市北府一丁目地係
- (3) 工事概要 ごみ焼却施設の解体・撤去、整地及びストックヤード整備

### 2 入札参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす特定建設工事企業体（以下「JV」という。）であること。

#### (1) JVの要件

- ① JVは、本工事の施工を担う者で構成する。
- ② JVは、(3)に定める「JVの代表者」の要件を満たす企業を代表者企業として定める。
- ③ JVは参加に先立ち、3者以上5者以下で構成するJVを設立することとする。
- ④ JVのうち、JVを3者で構成する場合には2者以上は、JVを4者で構成する場合には3者以上は、JVを5者で構成する場合には4者以上は、南越清掃組合構成市町（越前市、南越前町及び池田町をいう。以下同じ。）内のいずれかにおいて主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の営業所をいう。）を有する者（以下「地元企業」という。）であることとする。
- ⑤ JVは、応募に当たり、構成員を明らかにするとともに、それぞれが本工事の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。

#### (2) JVの代表者企業及び構成員の要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札告示の日から契約締結の日までの間において、南越清掃組合構成市町において指名停止期間中でない者。
- ③ 代表者企業又は構成員のうち、本工事の建築物の設計を行う企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を

受けている者であること。

(3) J Vの代表者の要件

- ① J Vの代表者企業は、出資比率が最大の者とする。
- ② J Vの代表者企業の出資比率は、50%以下とする。
- ③ 南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市においては解体工事、南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の解体工事の総合評定値が800点以上であること。
- ④ 解体工事において、建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ⑤ 建設業法第26条に規定する監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。  
なお、監理技術者は、3箇月以上の継続的な雇用関係があること。

(4) J Vの構成員の要件

- ① J Vの構成員の出資比率は、10%以上とする。
- ② 構成員のうち1者は、南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市又は南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の建築一式工事の総合評定値が700点以上であり、南越清掃組合構成市町のいずれかに主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）を有する者で、かつ、建築一式工事において建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ③ ②以外の構成員は、南越清掃組合構成市町のいずれかの令和3・4年度入札参加資格者名簿において、越前市においては解体工事、南越前町においては建築一式工事、池田町においては建築工事に登録され、直近の経営事項審査結果の解体工事の総合評定値が600点以上であり、南越清掃組合構成市町のいずれかに主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）を有する者で、かつ、解体工事において建設業法第15条に規定する特定建設業の許可を有する者であること。
- ④ 建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、3箇月以上の継続的な雇用関係があること。